

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正案の概要

危機管理政策課

鳥取県では、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等を総合的・計画的に推進し、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に適切に対処するため、「鳥取県地域防災計画」を策定しています。

このたび、令和3年5月の災害対策基本法の改正に伴う避難情報の変更等のほか、本県にも影響のあった令和3年7月の豪雨、同年12月からの大雪など、近年の災害に係る教訓や課題等を踏まえ、鳥取県地域防災計画の修正案を作成しました。

## 1 主な修正内容

## (1) 令和3年12月からの大雪を踏まえた修正

- ・関係団体等と連携した除雪支援  
→自力での除雪が困難で安全上急を要する地区に対し、必要に応じて市町村、県、関係団体が連携して除雪支援を実施することを追記（P524 雪害対策編 第2部 災害応急対策計画）
- ・道路交通の確保に係る関係機関の連携強化  
→道路管理者等関係機関の情報共有を図るため、「情報連絡本部会議」を設置することを追記（P509 雪害対策編 第1部 災害予防計画）  
→オンライン会議により関係機関（道路管理者、警察、気象台、市町村等）間で円滑な情報伝達・共有を図ることを追記（P206 災害応急対策編 第3部 情報通信広報計画）

## (2) 令和3年7月豪雨を踏まえた修正

- ・静岡県熱海市において盛土に起因する大規模な土石流が発生したことを受けた対応  
→「鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例」に基づき、盛土等の施工や斜面地における工作物の設置等に係る安全の確保を図ること等を追記（P481 風水害対策編 第1部 災害予防計画）
- ・関係機関（気象台、市町村等）とのオンライン会議による情報共有（P206 災害応急対策編 第3部 情報通信広報計画）

## (3) 令和元年10月東日本台風等を踏まえた修正

- ・市町村内で住民の避難を完結できない広域的な災害が増加していることを受けた対応  
→市町村圏域を超えた事前の広域避難について、県は市町村と調整の上、指針等を作成し、個別具体的に検討を行うことを追記（P55 災害予防編 第5部 避難対策計画）

## (4) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた修正

- ・災害時における新型コロナウイルス感染症等に係る自宅療養者の移動を想定した対応  
→災害時等に感染を拡大させないよう自宅療養者の移動方法や避難所における感染防止等について、あらかじめ必要な対策を講じておくことを追記（P68 災害予防編 第5部 避難対策計画）

## (5) 災害対策基本法改正、国の防災基本計画の修正を踏まえた修正

- ・避難情報の変更（避難勧告と避難指示（緊急）の一本化）等（P50～51 災害予防編 第5部 避難対策計画 等）
- ・市町村の個別避難計画の作成、地区防災計画との一体的運用  
→市町村は、個別避難計画を作成するとともに、地区防災計画との整合、両計画の一体的な運用が図られるよう努めることを追記（P58～59 災害予防編 第5部 避難対策計画）

- ・「指定福祉避難所」制度の新設  
→市町村は、福祉避難所に受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示すること等を追記（P57 災害予防編 第5部 避難対策計画）

## (6) その他、所要の修正

- ・流域内のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進  
→気候変動による水害の激甚化・頻発化に備えるため、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる流域治水対策を計画的に推進していくことを追記（P467 風水害対策編 第1部 災害予防計画）
- ・道の駅の防災対策への活用  
→市町村が設置している一部の道の駅について、独自に実施されている防災関連施設の整備等の取組の全県展開を図るため、県は市町村に必要な情報提供等を行うことを追記（P20 災害予防編 第2部 組織体制計画）
- ・デジタル技術等を活用した合理的な罹災証明書の発行方法の検討  
→県は市町村と連携し、ドローンやデジタル技術を活用した合理的な罹災証明書の発行方法について検討することを追記。（P335 災害応急対策編 第11部 住宅対策計画）

※その他、文言の修正等の軽微な修正を併せて行う。

## 2 県民等への意見募集結果

### (1) 意見募集の期間

4月26日（火）から5月9日（月）まで

### (2) 意見総数（応募者数）

4件（2名）

### (3) 応募のあった意見の内容と県の考え方

| No. | 意見の内容  | 意見に対する県の考え方   |
|-----|--|---|
| 1   | <p><b>（津波監視）</b><br/>津波の監視について、沿岸地域各市町村において「安全を確保した上で」海面の状態を監視するとなっており、人の眼で監視することを前提にされていると考える。<br/>人命尊重の観点から、人間による監視ではなく、モニターカメラを使用した監視を行うべき。市町村、総合事務所、県の間で相互に監視でき、停電でも耐えられるシステム設計をお願いする。</p> | <p><b>【計画に盛り込み済】</b><br/>（災害予防編 第3部情報通信広報計画）<br/>（災害応急対策編 第3部情報通信広報計画）<br/>津波の監視については、必ずしも人の眼により行うことを意図しているものではなく、モニターカメラの使用等も含め、監視者の安全確保に万全を期して行うこととしており、引き続き津波の早期発見に資する安全な監視体制の整備に努めます。</p> |
| 2   | <p><b>（震災対策）</b><br/>被害想定対象地震に「山崎断層帯北西部」、「那岐山断層帯」を加えてほしい。<br/>また、「想定地震の震源断層位置」の図に那岐山断層帯を加えてほしい。</p>  | <p><b>【意見に対する考え方】</b><br/>（震災対策編 第1部災害予防計画）<br/>被害想定対象地震や震源断層の位置については、「鳥取県地震・津波被害想定検討調査」の結果に基づき、本県への影響度合いや想定被害の程度を勘案して記載しています。<br/>今後、新たな知見が示される等により当該調査の見直しを行う際に、必要に応じてご指摘の</p>              |

| No. | 意見の内容   | 意見に対する県の考え方   |
|-----|---|---|
|     |   | 断層についても専門家のご意見をお聴きしながら検討します。  |
| 3   | <p><b>(地区防災計画)</b><br/>地区防災計画の作成推進を働きかけてほしい。</p> <p>また、消防団からも地区防災計画の作成推進や、地域防災の強化をお願いします。</p>   | <p><b>【計画に盛り込み済】</b><br/>(災害予防編 第1部総則)</p> <p>県地域防災計画では、住民等からの地区防災計画の計画提案の手続を市町村地域防災計画に記載するよう定めており、住民等による主体的な取組が進むよう、引き続き市町村と連携して啓発等に努めていきます。</p> <p>また、消防団については、初期消火や残火処理、住民の避難誘導など、地域防災力の中核として、これらの役割を十分に果たしていただくことが地域防災力の充実強化につながるものと考えています。</p> |
| 4   | <p><b>(消防団)</b><br/>現在の消防団の操法大会は、消火訓練ではなく、大会のための訓練になっており、若手団員の負担になっている。</p> <p>鳥取県でも操法大会への出場を取りやめ、総合避難訓練など、地域の防災力の充実強化に繋がる活動にシフトしていくべき。</p> | <p><b>【意見に対する考え方】</b><br/>県消防操法大会及びその訓練は、火災現場の最前線で迅速、的確かつ安全に活動するため必要なものと考えます。</p> <p>一方、大会を過度に意識した訓練は団員の負担にもなることから、本来の主旨を見失わないよう、大会・訓練の在り方検討も含め、消防団の活動がより良いものとなるよう、市町村と一緒に適切な大会運営に努めていきます。</p>  |